

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第3号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 公益財団法人地球環境センター

所管所属：環境局

通知日：令和6年11月14日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1(1)	<p>1 本法人の財務報告について改善を求めたもの (1) 満期保有目的の債券の注記Ⅰ 今回の監査において、本法人の令和4年度の財務諸表を確認すると、満期保有目的の債券である投資有価証券の内容（満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益）が注記されていなかった。 [指摘事項1(1)] 本法人は、会計基準等で求められている開示情報を理解し、見落としのないような事務を構築されたい。</p>	<p>○満期保有目的の債券の注記については、ご指摘を踏まえ、令和6年3月末日付で金融機関から送付された信託財産状況報告書や残高証明書に記載の満期保有目的債券の内訳、帳簿価額、時価及び評価損益をもとに、公認会計士の指導に従い注記に適切に記載した。</p> <p>○措置内容を反映した2023年度決算書が、令和6年6月26日開催の評議員会にて承認された。</p> <p>○知識の習得と理解度の向上、チェック体制について ①知識の習得と理解度の向上 ・担当職員による公益法人会計に関するセミナーの受講や、簿記検定合格に向けた講座の受講などを通じて、管理職を含む職員の専門知識の向上に継続して取り組んだ。（令和6年7月31日現在、8回のセミナーを受講し延べ11名参加、講座受講1名、内部講師による勉強会2名参加） ・令和6年1月1日より、総務課に簿記1級を持つ職員を配置し、専門的な視点からのチェック体制を強化した。 ②チェック体制 決算処理に当たっては顧問税理士に相談、指導を受けながら実施し、決算報告書の作成については、4月1日付で顧問契約を締結した公認会計士に、指摘事項に対応すべく、個別事項などの相談やチェックを依頼した。</p>	措置済	令和6年6月26日
1(2)	<p>(2) 満期保有目的の債券の注記Ⅱ 今回の監査において、本法人の令和4年度の財務諸表を確認すると、満期保有目的の債券である投資有価証券の銘柄が明記されていなかった。 [指摘事項1(2)] 本法人は、財務諸表に対する注記における満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益の様式を確認し、作成・チェック体制を整備されたい。</p>	<p>○満期保有目的の債券の注記については、ご指摘を踏まえ、令和6年3月末日付金融機関発行の信託財産状況報告書や残高証明書にもとづき、投資有価証券の銘柄名を適切に記載した。</p> <p>○措置内容を反映した2023年度決算書が、令和6年6月26日開催の評議員会にて承認された。</p> <p>○知識の習得と理解度の向上、チェック体制については1-(1)記載の通り。</p>	措置済	令和6年6月26日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1 (3)	<p>(3) 財産目録 今回の監査において、本法人の令和4年度の財務諸表を確認すると、特定資産の預け先である金融機関名及び支店名に留まり、資産内容が明記されていないかった。</p> <p>[指摘事項 1 (3)] 本法人は、財産目録の様式を確認し、作成・チェック体制を整備されたい。</p>	<p>○財産目録の記載については、ご指摘を踏まえ、各金融機関の預金通帳やその管理表（地球環境センター作成）をもとに、資産内容を明確にして財産目録に適切に記載した。</p> <p>○措置内容を反映した2023年度決算書が、令和6年6月26日開催の評議員会にて承認された。</p> <p>○知識の習得と理解度の向上、チェック体制については1-(1)記載の通り。</p>	措置済	令和6年6月26日
2 (1)	<p>2 本法人の会計処理について改善を求めたもの (1) 補助金に係る会計処理 今回の監査において、本法人の令和4年度の財務諸表を確認すると、国から受領した補助金が指定正味財産増減の部に記載されておらず、貸借対照表の負債の部の流動負債に仮受金として計上されていた。</p> <p>[指摘事項 2 (1)] 本法人は、会計基準注解に従い、適切な会計処理を実施されたい。</p>	<p>○補助金に係る会計処理については、これまで当団体の補助金の実情や特質、日本公認会計士協会における論点整理（「非営利法人委員会研究報告第30号」）等を踏まえ、使途に制約のある補助金であるからではなく付帯条件付きの補助金として負債（仮受金）として整理してきた。</p> <p>○ご指摘を踏まえ、論点整理において、負債として整理すべきとされている付帯条件付きの補助金についての会計処理に当たっては、顧問の公認会計士や、公益法人会計基準を所管する内閣府公益認定等委員会にも相談し、その見解に従い、下記の通り会計処理を変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで「仮受金」として処理していたものは未執行の補助金であることが明確となるよう「預り国庫補助金」に科目名を改めた。</li> <li>・収益計上は注解13なお書きではなく原則処理に従い、指定正味財産増減の部への計上に改めた。但し、指定正味財産増減の部へ計上するタイミングは従来通り付帯条件が満たされた時とする。</li> </ul> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">地球環境センターにおける付帯条件とは、環境省等への返納義務をさす。 概算払いにて環境省から受領する補助金は、①未だ間接補助事業者への支払いが確定しておらず、また②事務費の消費も確定していない。そのため、①及び②の返還義務がなくなった時点で付帯条件が満たされた時とする。</p> <p>上記の内容については、内閣府も了承済みである。</p> <p>○措置内容を反映した2023年度決算書が、令和6年6月26日開催の評議員会にて承認された。</p>	措置済	令和6年6月26日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2 (2)	<p>(2) ファイナンス・リース取引に関する会計処理 今回の監査において、リース取引の会計処理を確認したところ、本法人は、所有権移転外のファイナンス・リース取引1件について、リース資産及びリース債務を計上せず、リース料支払いごとに、賃借料を計上する会計処理を行っていた。</p> <p>[指摘事項2(2)] 本法人は、リース取引を行う際に、リース取引に関する会計基準に定められている具体的な判定基準に基づき判定を行った上で、リース取引に関する会計基準及びリース取引に関する会計基準の適用指針に従った、会計処理を実施されたい。また、リース資産は固定資産であるため、リース資産に該当する場合は、固定資産台帳に計上の上、固定資産としての管理を実施されたい。</p>	<p>○本件リース契約はコロナ禍における特別な状況下で行ったものであるが、ご指摘に従い、形式的にもリース会計基準の適用指針と不整合を生じさせないよう、1件のリース契約金額が300万円を超えるものについて、資産計上をおこなった。</p> <p>○措置内容を反映した2023年度決算書が、令和6年6月26日開催の評議員会にて承認された。</p> <p>○知識の習得と理解度の向上、チェック体制については1-(1)記載の通り。</p>	措置済	令和6年6月26日
3	<p>3 外貨の例月検査について改善を求めたもの 今回の監査において、例月検査の状況を確認したところ、現金の残高照合のうち一部の外貨が検査対象外となっており、令和4年度の財務諸表において計上されていなかった。</p> <p>[指摘事項3] 本法人は、少額の外貨であっても、例月検査を実施し、財務諸表に会計計上するとともに、現金が漏れなく検査され、帳簿と一致していることを確かめられたい。</p>	<p>○ご指摘を踏まえ、検査対象外であった17,000ベトナムドンについては、9月29日付けレートにて雑収益資産として計上し、10月5日に決裁を完了した。また、毎月実施している例月検査についても、実査結果にて現金と帳簿が一致していることを確認している。</p>	措置済	令和5年10月5日
4	<p>4 固定資産の現物照合について改善を求めたもの 今回の監査において、固定資産の管理状況について確認したところ、固定資産台帳と現物を照合した結果について、経理責任者が承認した証跡が残っていなかった。</p> <p>[指摘事項4] 本法人は、固定資産の現物照合について、実施後の結果を経理責任者が確認し、その決裁証跡を残す仕組みを整備されたい。</p>	<p>○決裁証跡については、実査結果をワークフロー(決裁システム)で経理責任者が確認し承認する仕組みを整備した。</p> <p>○令和5年度については、12月13日に経理事務担当者による1度目の固定資産台帳と現物照合を実施、その実査結果をワークフロー(決裁システム)で経理責任者が確認して承認した(決裁完了12月18日)。</p>	措置済	令和5年12月18日